

## 令和6年度(2024年度)の硝酸性窒素の測定結果

## 1 令和6年度(2024年度)の調査結果

熊本市では、水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視として、硝酸性窒素の測定を平成元年から継続して実施している。

令和6年度は、122本(令和5年度比:+2本)の井戸の調査を行った結果、21本が環境基準値を超過し、前年度と比較して1本減少した。(内訳:2本減、1本増)

なお、新たに環境基準超過が判明した井戸はないが、依然として環境基準を超過している井戸や上昇傾向の井戸が確認されるため、今後も継続した取組及び調査が必要である。

表1 令和6年度(2024年度)の硝酸性窒素測定結果

調査名		目的	R6年度 超過数/調査数
概況調査	定点継続調査	地域の代表地点(定点)において、広域的な地下水質の動向を経年的に把握する調査	0本/39本
継続監視調査	硝酸性窒素継続調査	定点継続調査を補う硝酸性窒素の調査	0本/21本
	基準超過地区継続調査	環境基準値を超過した汚染地区の地下水質の動向を継続的に把握するための調査	21本/62本
計			21本/122本

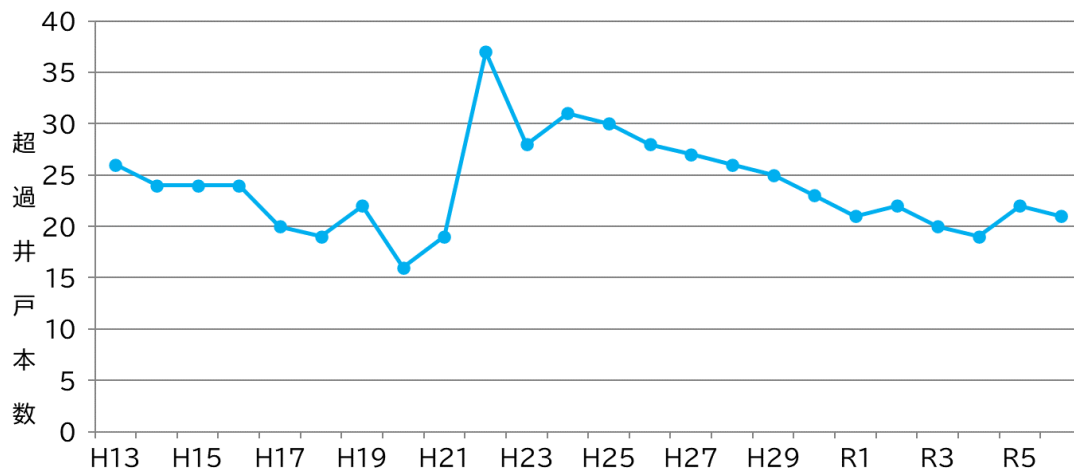


図1 硝酸性窒素の環境基準超過井戸本数の推移

※減少分には井戸廃止によるものも含む。

## 2 各地域における硝酸性窒素汚染

本市では、植木地域、北部地域、北西部地域において、硝酸性窒素の環境基準を超過した井戸が確認されている。(位置図については資料1-2のとおり。)

表2 各地域の井戸の調査状況

調査地域	調査本数	環境基準を超過した本数	最高濃度
植木地域	17本	7本	63 mg/L
北部地域	33本	12本	43 mg/L
北西部地域	10本	2本	12 mg/L

### ○植木地域

本市で最高濃度の井戸が存在している。また、環境基準を超過する井戸は地域の広範囲に広がっている。これまでの調査から(令和6年時点)、主にハウスや露地畑地への施肥が硝酸性窒素濃度を上昇させている主な原因であると推定されている。

濃度の推移については一部の井戸で上昇傾向が確認されるものの、全体的に微減・横ばい傾向を示しており、施肥対策による一定の効果が表れているものと考えられる。

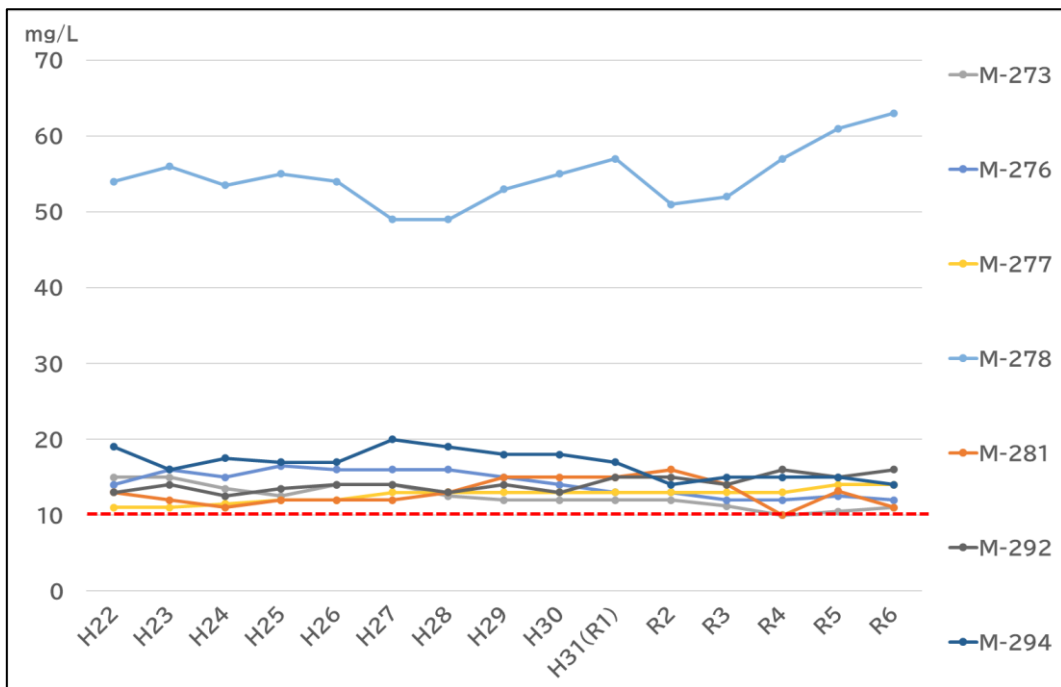


図2 植木地域の硝酸性窒素濃度推移(R6超過井戸)

### ○北部地域

合志市と植木地域との境界付近及び井芹川上流付近において、濃度が高い井戸が存在している。これまでの調査から(令和6年時点)、畑作への施肥が硝酸性窒素濃度を上昇させている主な原因であると推定されている。

一部の井戸で上昇傾向が確認されるものの、全体的に微減・横ばい傾向である。特に井芹川の西側の地域では減少傾向が確認されており、施肥対策による一定の効果が表れているものと考えられる。

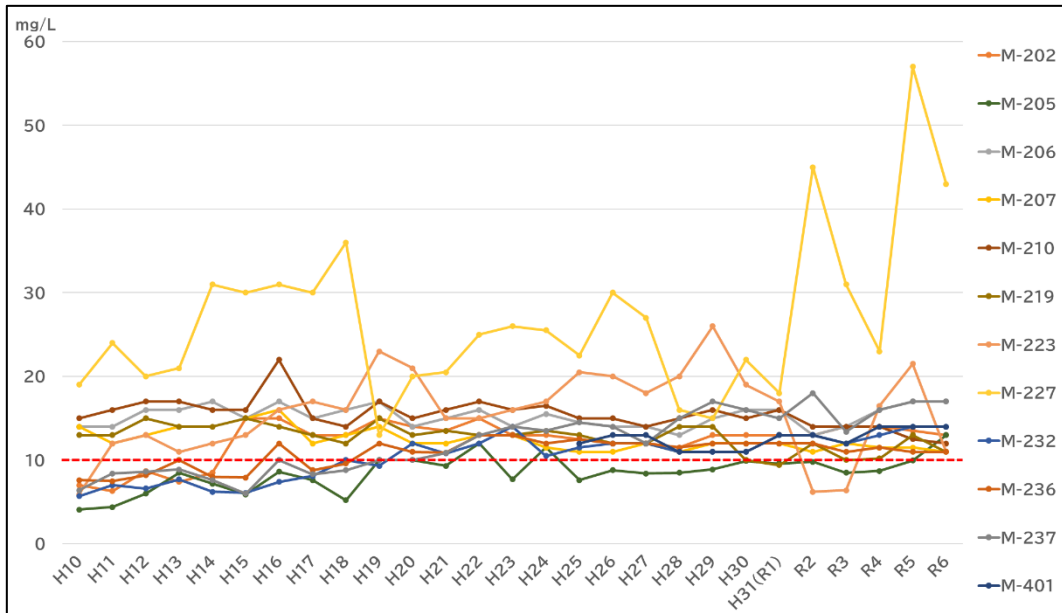


図3 北部地域の硝酸性窒素濃度推移(R6超過井戸)

### ○北西部地域

沿岸部の井戸において、環境基準超過が確認されている。これまでの調査から(令和6年時点)、柑橘類栽培における施肥が硝酸性窒素濃度を上昇させている主な原因であると推定されている。

M-256 は上昇傾向にあるものの、金峰山の西側斜面に位置する井戸では減少傾向が確認されており、施肥対策による一定の効果が表れているものと考えられる。

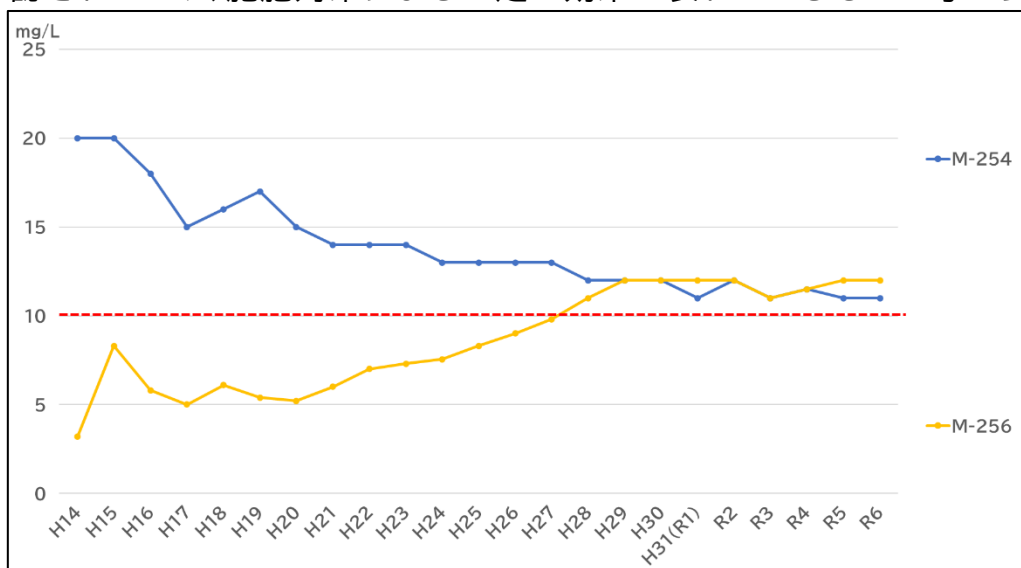


図4 北西部地域の硝酸性窒素濃度推移(R6超過井戸)

【参考】

○令和5年度から令和6年度にかけて、「基準達成から超過」へ、「超過から達成」へ転じた井戸の濃度推移

特に M-274・M-205 については、上昇傾向が顕著であるため、第5次熊本市硝酸性窒素削減計画に基づく「上昇傾向井戸」として詳細調査を実施する。

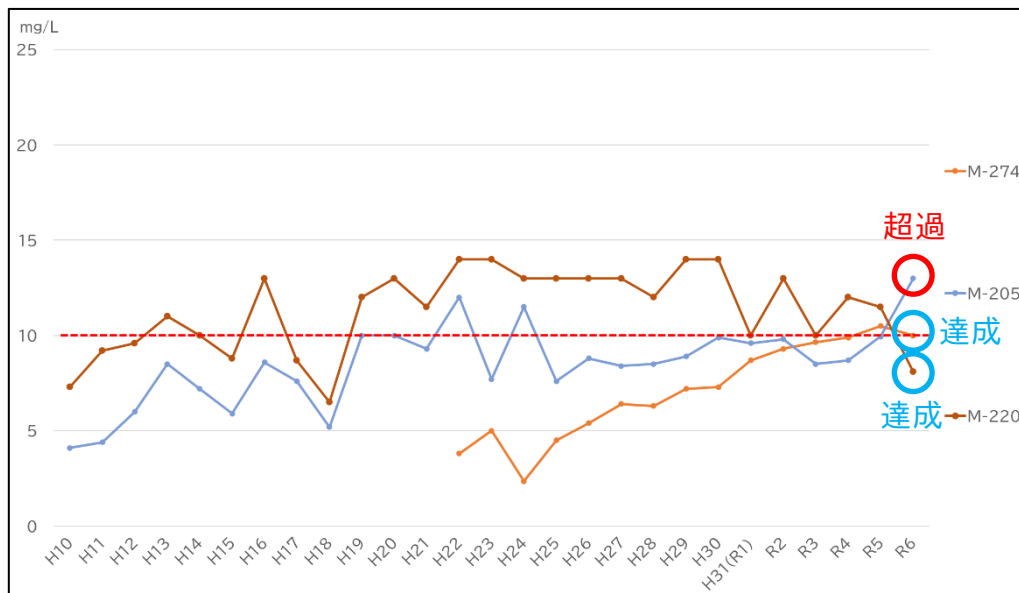


図5 「基準達成から超過」へ、「超過から達成」へ転じた井戸の濃度推移